

1. 土地収用法の特例の利用実績と事業実施までの期間短縮の具体的効果
(国土交通省政府参考人)
2. さらなる期間短縮のため、所有者不明土地法の裁定手続の公告・縦覧期間内で異議申出がなければ補償金の概算額を予納させた上で事業着手を認めていいのではないか(国土交通省政府参考人)
3. 裁定後に補償金の供託がなされ事業実施となるが、共有者の一部不明の土地の場合に所在が明らかな共有者は直ちに供託金を受け取れるのか。また、仮に受け取れるとした場合、その金額はどのように決めるのか(国土交通省政府参考人)
4. 長期相続登記等未了土地解消作業の対象となる土地はどのように決まるのか
(法務省民事局長)
5. 共同相続人の一部が所在不明となっている相続不動産について所有者不明土地(建物)管理人が選任される場合、当該管理人と所在が明らかな共同相続人との間で対象不動産の分割協議はできるのか。また、仮にできるとした場合、所在が明らかな共同相続人は所在不明の共同相続人の持分の全部を取得できるのか
(法務省民事局長)
6. 上記の場合の管理人が複数名の不在者について選任された場合、「誠実かつ公平にその権限を行使」しているかどうかは誰がどのように判断するか(法務省民事局長)
7. 国の行政機関と地方自治体の長による所有者不明土地管理命令の申立て要件である「適切な管理のため特に必要があると認めるとき」とはいかなる場合か
(法務省民事局長)
8. 国の行政機関と地方自治体の長に上記の申立権を認めつつ、管理不全土地(建物)管理命令の申立権を明文上認めていないのはなぜか(法務省民事局長)
9. 所有者不明建物管理人は、建物の管理のために建物を取り壊すことができるのか
(法務省民事局長)
10. 「遺言書保管法」の運用状況(法務省民事局長)
11. 「表題部所有者不明土地適正化法」の運用状況(法務省民事局長)
12. 中間試案の土地所有権放棄制度から相続土地の国庫帰属制度に変わったことで、制度の利用率はどのように変わるとみているか(法務省民事局長)

13. 相続土地の国庫帰属制度の使い勝手が悪ければ相続放棄によって相続人不存在の不動産が増加し、民法の規定による国庫帰属が増加するのではないか
(法務省民事局長)
14. 相続登記等の申請義務違反の事実は、誰がどのようにして捕捉するのか。また、過料の制裁は公平に行えるのか (法務省民事局長)
15. 相続人申告登記や法定相続分による登記申請を行っても、遺産分割後に再度登記申請を行わなければ過料の制裁を受けるのはなぜか (法務省民事局長)
16. 職権による住所変更等の登記を行うのであれば、この登記申請を義務化する必要はないのではないか (法務省民事局長)
17. 職権的に変更登記をする新たな方策は、どの程度機能するのか (法務省民事局長)
18. 職権による死亡の表示登記と同様、本人の同意がなくても職権による住所変更等の表示登記程度はすべきではないか (法務省民事局長)
19. 両法案は、所有者不明土地問題の解消につながる反面、所有権の分散化や登記の複雑化という副作用もあるのではないか。その対策を考えているか (法務大臣)

以 上

・配布資料は追って提出